

令和2年第14回（7月）  
上越市選挙管理委員会定例会

- 1 日 時 令和2年7月1日（水）午後2時
- 2 場 所 上越市役所 木田第1庁舎 4階 401会議室
- 3 付議事項  
議案第116号 選挙人名簿の抹消について
- 4 協議  
協議1 期日前投票所の開設期間の見直しについて  
協議2 令和2年度新潟県内市選挙管理委員会連合会第1班研修会の開催方法について
- 5 報告事項  
報告1 上越市議会議員一般選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨の公表について  
報告2 令和2年度全国市区選挙管理委員会連合会北信越支部役員会・総会における書面表決結果について  
報告3 令和2年度上越市明るい選挙推進協議会総会における書面表決結果について  
報告4 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公職選挙法の一部改正の施行について  
報告5 公職選挙法の一部を改正する法律の施行について  
報告6 専決処分した内容について
- 6 その他  
(1) 次回以降の選挙管理委員会開催等について

令和元年度明るい選挙啓発標語コンクール 明推協会長賞

「捨てないで その一票が 未来を変える」

三和中学校3年 米山 幸恵 さん

議案第 116 号 選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者並びに同条第 2 号の転出者等を選挙人名簿から抹消する。

令和 2 年 7 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 2 年 6 月 1 日 から 令和 2 年 6 月 30 日 の間の	死亡者数 A	98	112	210
	転出者数 B	114	99	213
	職権消除者数 C	3	1	4
抹消者数 (A+B+C) D		215	212	427

参考

令和 2 年 6 月 1 日現在の 選挙人名簿登録者数 E	78,482	82,722	161,204
差引登録者数 (E-D) F	78,267	82,510	160,777

## 協議 1 期日前投票所の開設期間の見直しについて

国政及び県政選挙における市民プラザを除く 16 か所の期日前投票所（福祉交流プラザ、アコーレ、エルマール及び 13 区期日前投票所）の開設期間を、市選挙と同期間（6 日間）に短縮することについて協議する。

### 1 投票所開設期間を短縮する理由

- ・ 商業施設の期日前投票所において、参議院・知事選 16 日間、衆院選 11 日間など長期間の会場確保することが困難となる可能性がある（特に衆院選解散の場合）。
- ・ 事務従事者及び立会人の確保が困難となってきた。
- ・ 開設期間の見直しについては「投票環境の向上に関する検討について」（H29）において、選挙の都度、利用状況等を検証しながら見直しについて検討していくこととしている。

### 2 開設期間短縮の影響等

- ・ 開設期間を短縮する 16 か所の期日前投票所において、市選挙と同様の期日前投票所設置期間（6 日間）とした場合、R1 参院選期日前投票者数 32,641 人中 9,528 人（29%）がその期間以前に投票を行っており、見直しの影響を受ける者と考えられる。（H31 県議選では、期日前投票者数 22,867 人中 3,773 人（16%）が市選挙と同様の期間以前に投票）  
一方、選挙当日を含めた場合、月～日曜の各曜日が見直し後の期間にもあることから、不在者投票制度の活用も併せることにより、選挙人の投票機会は確保できるものと考えられる。

### 3 その他

- ・ 公選法第 48 条の 2 による読み替え後の法第 39 条の規定により、公示又は告示のあった日の翌日から選挙の期日の前日までの間、各市町村に最低 1 か所の期日前投票所の設置が必要であることから、利用者数の一番多い市民プラザ期日前投票所は開設期間の短縮は行わない。
- ・ 開設期間の見直しにあたり、現在、選挙ごとに期日前投票期間が異なっている分かりにくさの解消を図るため、市民プラザ以外は、市選挙と同じ 6 日間とするもの。
- ・ 資料  
期日前投票所別の日別投票者数（H31 県議選。R1 参院選）・・・別紙 1  
県内他市の状況・・・別紙 2（R1.9 定例会資料から抜粋）

協議 2 令和 2 年度新潟県内市選挙管理委員会連合会第 1 班研修会の開催方法について

令和 2 年度の県内市選挙管理委員会連合会第 1 班研修会の開催方法について、集合形式でなく文書のやりとりで課題検討のみ行うこととするについて協議する。

報告 1 上越市議会議員一般選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨の公表について

令和 2 年 4 月 26 日執行の上越市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 189 条の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、次のとおり告示により公表したことを報告する。

- 1 収支報告書の要旨 別紙 3 のとおり
- 2 告 示 日 令和 2 年 6 月 15 日（月）

報告 2 令和 2 年度全国市区選挙管理委員会連合会北信越支部役員会・総会における書面表決結果について

令和 2 年度全国市区選挙管理委員会連合会役員会及び総会が書面審議にて実施され、すべての付議事案について原案のとおり可決承認されたことを報告する。

1 付議案件

令和元年度事業経過及び決算について

令和 2 年度役員選出について（上越市は引き続き理事）

令和 2 年度事業計画及び予算について

令和 3 年度全国市区選挙管理委員会連合会北信越支部総会の開催市について

（富山県南砺市）

全国市区選挙管理委員会連合会北信越支部の規約の一部改正について

### 報告3 令和2年度上越市明るい選挙推進協議会総会における書面表決結果について

令和2年度上越市明るい選挙推進協議会総会が書面審議にて実施され、すべての付議事案について原案のとおり可決承認されたことを報告する。

#### 1 付議案件

令和元年度活動報告について

令和元年度決算報告について

令和2年度活動計画について

令和2年度予算について

### 報告4 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公職選挙法の一部改正の施行について

1 主な内容 地方議会議員選挙の立候補の届出書に添付する宣誓書の宣誓内容に「当該選挙の期日において住所要件を満たす者であると見込まれること」を追加。

2 改正理由 地方議会議員選挙において、住所要件を満たさない者が当選を得られないことを承知の上で立候補する事案があったことを踏まえ、「当該選挙期日において住所要件を満たす者であると見込まれること」を追加することにより、住所要件を満たさない者の立候補が抑止され、選挙事務の適正化や選挙人の混乱の回避に資するため。

3 施行期日 公布の日から3月を経過した日（令和2年9月10日）

## 報告 5 公職選挙法の一部を改正する法律の施行について

- 1 主な内容 町村の選挙における選挙公営の対象を拡大するとともに、町村の議会議員選挙においてもビラ頒布の解禁や、供託金制度の導入がおこなわれたもの。
- 2 改正理由 町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため
- 3 施行期日 公布の日から6月を経過した日（令和2年12月12日）

## 報告 6 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成24年上越市選挙管理委員会規程第2号）第2条第6号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和46年上越市選挙管理委員会規程第1号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。

### 1 告 示

告示番号	告示日	件 名
9 2	令和2年6月1日	各種請求を行うに必要な連署者数について
9 3	同 上	市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について
9 4	令和2年6月15日	上越市議会議員一般選挙 選挙運動費用収支報告書の要旨の告示について
9 5	令和2年6月26日	令和2年第14回（7月）上越市選挙管理委員会定例会の開催について